動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合
〒260 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
電話 （鉄電） 千葉 2935・2939番
（公） 043（222）7207番

98.8.31 No.4840

12月ダイ改に向け交渉②

線見訓練、波動・DL業務問題！

乗り入れていない期間の基準を設けるべきだ！

【四八三八号からつづく】

組合 線見訓練に関しては、初めて乗り入れる線区の場合には線見訓練一往復、操縦訓練五往復ということだが、長期間乗り入れていない線区については期間の問題が発生してくる。期間については、動労千葉からは三カ月間乗り入れていない場合は線見訓練を行なうように申し入れているが、会社としてもはっきりした基準をもうけるべきだ。このままではまた曖昧になり大月駅事故と同様の事故が発生しかねない。

会社 乗り入れていない線区に関する周期の基準はとくにないが、検討はしてみたい。しかし、線路の「難易度」が線区によって違うということもあり、今のところ期間を決めることはできない。

組 逆に、期間を決めることによって、各区での交番の持たせ方も無理なくできるようになるということもある。

乗り入れていない線区がある場合、当直での把握も必要になると考えるが、予備勤務でつかまった場合で、乗り入れていない線区が含まれている場合、前もって指導員の添乗ができないこともあると思うが、会社としてはどう対応するのか。

△会 運用としては、まず指導員を決めてから運転士を指定するようになる。

組 長期間乗り入れていない線区を乗務するする場合の基準については、各区毎に線区の問題などがあるとするならば、各区毎に必要な期間を申告させ、支社で検討した上で期間を決め、運転士に周知させればよいのではないか。

△会 アウトラインについては、考えてみたい。

波動業務は各区で平準化はかれ

組 波動業務に関しては、千葉運転区にほとんどが集中しており、運転士の運用も含めて色々な矛盾が出てきている。動労千葉としては、波動業務の担当については、各区にきちんと要員を配置した上で業務の平準化をはかることも必要だと考えている。

△会 列車の運行形態からいうと、朝に東京方面から房総方面などに向かい、夕方には東京に帰るようになっており、今のところは千葉運転区に集中せざるを得ないと考えている。

組 DL運転業務についても、工臨や小名木川での入れ換え作業は千葉運転区で担当するにしても、内房は館山運転区、外房は鴨川運輸区で担当すれば一番いい話だ。千葉運転区でも、DLを担当できる運転士を全員予備に置くこともできず、交番に入っている運転士を無理に引き降ろして運用しており、結局、要員が確保されていないということだ。しかも、手当てが四～五万円位減ることが分かっている仕事を好んで乗務する運転士などいなくなってしまう。そういう意味では、各区で担当する以外ないということだ。

△会 各区で内燃車免許を持っている運転士がいるので、活用について今後の対策として検討していきたい。

指導員の養成を

組 DL運転業務について、指導員の問題がさらに深刻になっていて、定例訓練もできない状況になっている。しかも、DE一〇がすでに相当古く、いつ壊れるかも知れない車両であり、なおさら訓練が必要になっている。

△会 木更津で応急処置ができるようには訓練を行なった。もし、故障した場合は、木更津あるいは貨物会社から応急処置のための派遣を行なう。また、本線上で停まってしまった場合は、貨物会社から車両と運転士を借りて回送するしかないと考えている。

組 この間千葉運転区では、内燃車免許を保有している運転士に電車運転士の見習いを付けるということをやっているが、DLを担当する運転士が限定されている中で大問題になり、指名ストの話も出たほどだ。見習いを付けるのはやめるべきだ。

△会 動労千葉の申し入れに踏まえ検討する。

手当を新設せよ

組 電車と内燃車の双方を担当する運転士に対する手当ての新設について、会社としても真剣に考えてもらいたい。

△会 動労千葉からの申し入れに基づき千葉支社から本社に対して話を上げている。今回の交渉も踏まえ、引き続き本社に上げていきたい。

組 内燃車運転免許の要請については、今後どのような計画になっているのか。

△会 当面、九月から千葉運転区で三名のフォロー訓練を行い、その後は、年内か年度内に銚子でのフォロー訓練を考えている。

組 指導員が内燃車の資格を持っていない中で、次回からの訓練はどのようにして行なうのか。

△会 机上訓練は指導員が行なうことになり、操縦訓練については、現行の内燃車免許保有者が担当するのが適切ではないかと考えている。

組 毎月二五日に交番が確定するが、その前に工臨の予定は分からないのか。以前、交番確定後に変更になった例があったが、交番が確定するまで分からないということか。

△会 基本的には二五日前に指定するようにしおり、工臨については、休日明示前に分かるようにしている。もし、変更になる場合などは、事前に分かるようにしていきたい。